

岩手県告示第747号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成23年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人イーハトーブとりもと
  - (2) 代表者の氏名 小幡勉
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県宮古市崎鉾ヶ崎第18地割17番地19
- 3 定款に記載された目的 この法人は、宮古市並びに近隣市町村に住んでいるあらゆる障害をもった本人及び家族に対して、住みなれた地域において安心して普通の暮らしができるよう必要な支援を行うとともに、障害のある人もない人もともに支え合う共生の街づくりを目指す活動を通じ、宮古圏域福祉の発展に寄与することを目的とする。